

答申骨子

「JPドメイン名登録情報の公開・開示と保護に関する現状評価について」

- ドメイン名登録情報のWhoisによる公開は、自律分散協調的な運用管理がなされているインターネットにおいて、国際的なコンセンサスのもと行われている。
- その目的は、インターネット上の活動のさまざまな局面において、必要なレベルで通信相手を認識し互いに協調できることにある。
- 当初、JPドメイン名では、登録情報の多くをWhoisにおいて公開していたが、社会情勢の変化などを考慮しつつ、検討・見直しを適宜行っている。その結果、個人登録者の場合、Whoisで公開される個人に関する情報は、登録者名のみとなっている。
- この登録情報公開については、ドメイン名登録規則等に明記されており、それに同意した上でドメイン名が登録され、情報が公開される、という点においては、JPドメイン名の登録手続は「個人情報の保護に関する法律」に則したものである。
- 一方、日常生活を含む様々な場面へのインターネットの浸透により、個人によるインターネットの活用がますます増加しつつあり、その活動内容も多種多様になってきている。このような背景の下、個人によるドメイン名の利用も増加してきている。
- この中で、最近の情報セキュリティ、とりわけ個人情報に対する意識の高まりにより、ドメイン名登録情報が一律にWhoisで公開されることについての抵抗感が増し、それがインターネットにおける個人の活動を制限しつつある。すなわち、インターネット上で独自のドメイン名を使った活動をするには、自分の氏名を、匿名の不特定多数が容易に知りうる状況にさすしかないという状況にある。Whoisに掲載されている個人氏名によりその個人を特定し、匿名の第三者がその個人に嫌がらせ、迷惑行為を行っているという例も報告されている。
- 善意で適切にインターネットを利用しようとする個人に対して、Whoisによる登録情報公開がその活動の大きな障害になることは好ましくない。
- この状況を解決するため、個人の場合、その氏名をWhoisにて公開しないことを登録者が選択できるオプションを設けることが望ましい。これにより、個人が善意で適切に利用しようとする場合の大きな障害が取り除かれる。

- なお、この場合でも、以下を可能にすることにより、ドメイン名登録者も活動方法が広がり、また、インターネット利用者も、登録者名を知ることができるようにしておくことが必要である。
- * ドメイン名登録者にとって
 - 自らの氏名を公開しつつ活動したい場合、自らの氏名をWhoisで公開するオプションを選択できる。
- * インターネット利用者にとって
 - Whois情報に基づきドメイン名運用者に連絡がとれ、ネットワークの運用に関するトラブルの自律的な解決ができる。
 - 自らの住所・氏名と情報の利用目的をJPRSに示せば、任意のドメイン名について、その登録者が誰であるかを確認するための情報を開示請求することができる。

以上